



地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務の指定公金事務取扱者を指定したので、札幌市会計規則第 39 条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 20 日

札幌市長 秋 元 克 広



- 1 指定公金事務取扱者のを受けた者の名称及び所在地
東京都中央区日本橋 3-9-1 日本橋三丁目スクエア 12 階
弁護士法人ライズ綜合法律事務所
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 10 月 8 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 7 年 10 月 20 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した収納金の種類
札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収債権権（元利償還金及び違約金）のうち、札幌市が指定するもの
- 5 委託期間
（自）令和 7 年 10 月 20 日
（至）令和 8 年 3 月 31 日